

山梨県公報

号外第四十七号
平成十九年
六月十九日

火 曜 日

目 次

- 一 山梨県議会の議員その他非常勤の職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第三十号
山梨県議会の議員その他非常勤の職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年六月十九日

山梨県知事 横 内 正 明
一部を改正する規則
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一
号ずつ繰り上げる。

第二十号様式中

リ	ハ	シ	ユ	ミ	ク	、
サ						

--	--	--	--	--	--	--

一	二	三	四		
七	シ	ク			

附 則

（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第十七条第一項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

山梨県規則第三十一号
山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年六月十九日

山梨県知事 横 内 正 明
一部を改正する規則
山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改
正する。

別表の第一の一の(三)中「百人一日当たり三万円」を「一人一日当たり三百円」に
改め、同表の第一の一の(二)中「二百三十四万二千円」を「二百三十二万六千円」に
改め、同表の第一の(三)の(三)の(イ)の表中「一七、一〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二
二、一〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、八〇〇円」
に、「三九、〇〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「四九、五〇〇円」を「四九、八〇
〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、六
〇〇円」に、「三六、七〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五
一、六〇〇円」に、「六〇、一〇〇円」を「六〇、五〇〇円」に、「七五、四〇〇円」
を「七五、九〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、別表の第

一の三(三)の(2)の表中「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一、一、三〇〇円」を「一、一、四〇〇円」に、「一、三、七〇〇円」を「一、三、八〇〇円」に、「一、七、四〇〇円」を「一、七、五〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一、一、九〇〇円」を「一、二、〇〇〇円」に、「一、六、八〇〇円」を「一、六、九〇〇円」に、「一、九、〇〇〇円」を「二、〇、〇〇〇円」に、「二、五、二〇〇円」を「二、五、四〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十二号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年六月十九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「排出水」を「汚水」に、「平成十九年六月三十日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

附則第四項中「平成十九年六月三十日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

附則第五項中「排出水」を「汚水」に、「平成十九年六月三十日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

附則第六項中「平成十九年六月三十日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

附則別表一備考以外の部分を次のように改める。

附則別表一(附則第三項 第五項関係)

業種その他の区分	規制基準
化学肥料製造業	一〇
非鉄金属製錬・精製業(貴金属製造・再生業を除く。)	一一

ほうろこ鉄器製造業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル以上のものに限る。)

一五

うわ薬製造業(ほうろこうわ薬を製造するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル以上のものに限る。)

電気めつき業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル以上のものに限る。)

旅館業(昭和四十九年十二月一日において現にゆう出ししていないかつた温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル以上であるものに限る。)

ほうろこ鉄器製造業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)

二五

うわ薬製造業(ほうろこうわ薬を製造するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)

電気めつき業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)

五〇

旅館業(温泉を利用するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は昭和四十九年十二月一日において現にゆう出している温泉を利用するものに限る。)

附則別表一備考以外の部分を次のように改める。

附則別表二(附則第六項関係)

有害物質の種類	業種その他区分	規制基準
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に 関して、一リットルに つきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業 うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの に限る。)	五〇
	貴金属製造・再生業	
	電気めつき業	
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限 る。))に属する指定工場等から排出される水又 は廃液を受け入れており、かつ、一定の条件に 該当するものに限る。)	
	ほう酸製造業	八〇
	金属鉱業	一五〇
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するも のに限る。)	
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に使用する ものを製造するものに限る。)	
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	五〇〇
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性 窒素に〇・四を乗じた	イットリウム酸化物製造業	一五〇
	下水道業(特定の事業者の事業活動に主として 利用される公共下水道事業に係るものであり、 かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウ	二五〇

もの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
に關して、一リットル
につきミリグラム)

△化合物製造業に属する指定工場等から排出さ
れる水又は廃液を受け入れているものに限る。)

酸化コバルト製造業	四〇〇
電気めつき業	五〇〇
炭酸バリウム製造業	八〇〇
畜産農業	九〇〇
黄鉛顔料製造業	
すず化合物製造業及びジルコニウム化合物製造 業	一八〇〇
硝酸銀製造業、モリブデン化合物製造業及びバ ナジウム化合物製造業	二〇〇〇
貴金属製造・再生業	四〇〇〇

附則別表二備考3中「のもの」を「の条件」に、「当該終末処理場に水」を「当該下
水道に水」に、「しごと」に、「当該指定工場等から当該終末処理場に」を「しごと」に、「当
該指定工場等から当該終末処理場に」を「当該下水道に水又は廃液を排出する旅館業に
属する指定工場等」の「に」、「当該終末処理場から」を「当該下水道から」に改める。

附則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年六月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正す

る。
別表第二の八の表建築指導課の項第二号中5を削り、115を135とし、101から114までを121から134までとし、同号100中「95」を「121」に改め、同号中100を120とし、99を119とし、98を112とし、112の次に次のように加える。

113	第七十七条の三十五の九第三項の規定による構造計算適合性判定業務規程の変更の命令			
114	第七十七条の三十五の十一の規定による指定構造計算適合性判定機関への監督上必要な命令			
115	第七十七条の三十五の十二第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関に対する報告の徴収及び立入検査			
116	第七十七条の三十五の十三第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の業務の休止及び廃止の許可			
117	第七十七条の三十五の十四第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し			
118	第七十七条の三十五の十四第二項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し及び業務停止の命令			

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中97を110とし、110の次に次のように加える。

111	第七十七条の三十五の七第四項の規定による構造計算適合性判定員の解任の命令			
-----	--------------------------------------	--	--	--

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中96を109とし、95を108とし、94を107とし、同号93中「第七十七条の三十」を「第七十七条の三十一」に改め、同号中93を103とし、103の次に次のように加える。

104	第七十七条の三十一第一項の規定による指定確認検査			
-----	--------------------------	--	--	--

105	第七十七条の三十一第二項の規定による指定確認検査機関に対する立入検査			
106	第七十七条の三十一第四項の規定による指定確認検査機関の業務停止の命令等			

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中92を102とし、89から91までを99から101までとし、88を96とし、96の次に次のように加える。

97	第七十七条の十八第三項の規定による国土交通大臣への意見の申述			
98	第七十七条の十八第三項の規定による特定行政庁の意見の聴取			

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中87を95とし、26から86までを34から94までとし、同号25中「26」を「34」に改め、同号中25を33とし、18から24までを26から32までとし、同号17中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、同号17を同号25とし、同号16中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に、「17」を「25」に改め、同号中16を24とし、15を20とし、20の次に次のように加える。

21	第十八条第六項の規定による専門的識見を有する者の意見の聴取			
22	第十八条第七項の規定による通知書の交付			
23	第十八条第八項の規定による通知書の交付			

別表第二の八の表建築指導課の項第二号14を同号19とし、同号13中「14」を「19」に改め、同号中13を18とし、7から12までを12から17までとし、同号6中「7」を「12」に改め、同号中6を11とし、4を10とし、同号3中「第七条の三第一項」を「第七条の

三第一項第二号」に改め、同号中3を9とし、2の次に次のように加える。

3 第六条第七項の規定による専門的な識見を有する者の 意見の聴取					
4 第六条第八項の規定による通知書の交付					
5 第六条第九項の規定による通知書の交付					
6 第六条の二第四項の規定による専門的な識見を有する 者の意見の聴取					
7 第六条の二第五項の規定による通知書の交付					
8 第六条の二第六項の規定による通知書の交付					

附 則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番